

議案第 17 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立病院の耳鼻咽喉科において頭頸部^{けい}外科の診療を行うことを診療科目として明示するため改正する。

[内 容]

市立病院の診療科目を次のように変更することとする。(第4条関係)

改 正 後	改 正 前
耳鼻咽喉科・頭頸部 ^{けい} 外科	耳鼻咽喉科 (気管食道)

[適 用]

令和 4 年 4 月 1 日